

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第12号

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程（令和6年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 巡回監視の業務に従事した場合 従事した日1日につき<u>710円</u>（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、<u>1,065円</u>）</p> <p>(2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 従事した日1日につき<u>1,080円</u>（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、<u>1,620円</u>）</p> <p>(滞納整理業務手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 滞納整理業務手当の額は、従事した日1日につき、<u>770円</u>とする。</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第6条 災害応急作業等手当は、職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水道施設又はこれらの周辺において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 災害応急作業等手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 巡回監視の業務に従事した場合 従事した日1日につき<u>480円</u>（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、<u>720円</u>）</p> <p>(2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 従事した日1日につき<u>730円</u>（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、<u>1,095円</u>）</p> <p>(滞納整理業務手当)</p> <p>第7条 滞納整理業務手当は、職員が出張して直接、水道使用料の滞納整理に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 滞納整理業務手当の額は、従事した日1日につき、<u>670円</u>とする。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。